

令和2年第13回田野畑村議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和 2年11月24日					
招 集 の 場 所	田 野 畑 村 役 場					
開 閉 会 日 時	開 会 令 和 2年12月11日			議 長	鈴 木 隆 昭	
	閉 会 令 和 2年12月15日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1	中 村 芳 正	出	6	畠 山 拓 雄	出
	2	工 藤 求	出	7	上 山 明 美	欠
	3	上 村 浩 司	出	8	中 村 勝 明	出
	4	小 松 山 久 男	出	9	佐 々 木 功 夫	出
	5	佐 々 木 芳 利	出	10	鈴 木 隆 昭	出
会 議 録 署 名 議 員	9	佐 々 木 功 夫		1	中 村 芳 正	
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名	事 務 局 長	畠 山 哲	主 査	三 上 恵 美		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	石 原 弘	教 育 長	相 模 貞 一		
	副 村 長 総 務 課 長 事 務 取 扱	早 野 円	教 育 次 長	佐 々 木 修		
	政 策 推 進 課 長	佐 藤 智 佳				
	生 活 環 境 課 長 健 康 福 祉 課 長 診 療 所 事 務 長	工 藤 隆 彦	選 挙 管 理 委 員 会 長 書 記	畠 山 哲		
	地 域 整 備 課 長	佐 々 木 卓 男				
	産 業 振 興 課 長	工 藤 光 幸				
	会 計 管 理 者 総 務 課 主 幹	平 坂 聡	総 務 課 主 任 主 査	菊 地 正 次		
	総 務 課 主 幹	大 森 泉	総 務 課 主 任 主 査	佐 藤 和 子		
	地 域 整 備 課 主 幹	早 野 和 彦	政 策 推 進 課 主 査	佐 々 木 賢 司		
			政 策 推 進 課 主 査	角 館 尚		
			生 活 環 境 課 主 査	横 山 順 一		
		生 活 環 境 課 主 査	大 澤 健			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和2年第13回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和2年12月14日（月曜日） 午前10時00分開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 村道鉄山線落石対策施設設置工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 負担付き寄附を受けることに関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 田野畑村介護保険条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
- 日程第7 議案第7号 道の駅たのはたの設置及び管理に関する条例

散 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は9人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、議案第1号 村道鉄山線落石対策施設設置工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第1号、タブレットで3ページ、それから説明資料ですと1から3ページとなっておりますので、御覧願います。村道鉄山線落石対策施設設置工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年9月14日に議会の議決を経た村道鉄山線落石対策施設設置工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名。村道鉄山線落石対策施設設置工事。

2、工事場所。田野畑村七滝地内。

3、変更の内容。契約金額ですが、変更前が7,150万円、変更後ですが、7,494万5,200円。344万5,200円の増額となっております。

議案第1号の説明資料として資料3枚の資料をご用意しておりますので、御覧願います。村道鉄山線落石対策施設設置工事についてでありますけれども、この事業は道路ストックの老朽化が深刻となる中で、老朽化が進んだ道路ストックを的確に維持管理、更新し、点検による健全度の把握と予防対策等を実施する必要があることから、平成26年度において道路ストックの総点検を行ってきました。本事業は、その点検結果を基に平成28年度より詳細設計を実施して、平成29年度から工事を実施しているものであります。

資料3枚中の1枚目の平面図、図面を御覧願います。村道鉄山線の七滝地内の施工箇所でありましてけれども、これは村道松前沢線が旧国道の七滝口から1,140メートルほど七滝側に入った箇

所の落石対策工事となります。図面の右側の写真ですけれども、本事業工区 2 工区においての施工前と施工後の写真となっております。下のほうが完成している状況になります。

今回の主な増額の工事内容でありますけれども、2 工区の施工延長103メートルにおいて、現地精査の結果によりまして、落石防護網工の面積を10平米増工し、面積として合計2,550平米とするものであります。また、3 工区内の施工延長61メートル、この隣になります、において、暫定施工としまして支柱基礎のアンカー 4 基、岩盤用のセメントアンカー 2 基を増工として、本工事の完成を図るものであります。

資料の 3 枚中の 2 枚目は縦断図、展開図的なもの、それから 3 枚目は標準の断面図となっております。

完成工期は、令和 3 年 3 月末を予定しております。

4、受注者。住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地 1、氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

理由でございますが、村道鉄山線落石対策施設設置工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第 1 号 村道鉄山線落石対策施設設置工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第 2、議案第 2 号 負担付き寄附を受けることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 議案第 2 号 負担付き寄附を受けることに関し議決を求めることについてご説明いたします。

これは、令和2年10月23日、岩手県宮古市栄町4番地、三陸鉄道株式会社、代表取締役社長、中村一郎から次のとおり負担付きの寄附の申込みがあったので、これを受けることにつき、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、寄附物件につきましては、次のページを御覧ください。譲渡資産一覧でございます。令和元年の台風19号で被災いたしましたところを復旧、災害復旧を行いました。田野畑駅から普代駅間における羅賀トンネル出口付近の線路設備99メートルでございます。次のページには、その明細を掲載してございます。

続けて、別紙説明資料の4ページ、資料2枚中の1枚を御覧ください。三陸鉄道台風19号被災箇所案内図の中央にございます赤丸の囲いが今回対象となる位置でございます。

次のページ、2枚中の2枚目を御覧ください。上の写真が今年の台風19号で線路上に土砂が流れ込んだ直後の様子でございます。下の写真が災害復旧工事を終えた様子となっております。こちらの復旧工事でございますが、令和元年11月13日から工事着手いたしまして、翌令和2年2月未までに線路部分の工事復旧を終えまして、3月20日には運行の再開をしております。そのほか附帯工事ですとか土砂処理等を行いまして、令和2年10月9日に工事完了となったところでございます。

議案にお戻り願います。タブレット4ページとなります。2、寄附目的。三陸沿岸地域における交通の利便性を確保し、地域振興に資する観点から、鉄道旅客運送を維持するため。

3、寄附条件。寄附財産を三陸鉄道に使用するため、村が無償で貸与すること。

提案理由でございますが、三陸鉄道株式会社から鉄道事業施設の負担付き寄附の申込みがあったので、これを受けようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 負担付き寄附を受けることに関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、議案第3号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 議案第3号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてご説明いたします。

これは、次のとおり財産を無償貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、貸付目的。鉄道事業施設として使用させるため。

2、貸付財産については、次のページを御覧いただきたいと思っております。御覧願います。議案第2号で申し上げました田野畑駅から普代駅間の線路設備99メートルでございます。

タブレット7ページにお戻り願います。3、貸付相手方。住所、岩手県宮古市栄町4番地、名称、三陸鉄道株式会社、代表取締役社長、中村一郎。

4、貸付期間。議決の日から令和3年3月31日まで。ただし、特段の事情がない場合は1年間更新することとし、その後もまた同様とする。

提案理由でございますが、三陸鉄道株式会社に鉄道事業施設として無償貸付けしようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、議案第4号 田野畑村介護保険条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 タブレット10ページをお開きください。議案第4号 田野畑村介護保険条例等の一部を改正する条例についてご説明します。

これは、田野畑村介護保険条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

条例案概要の1ページをお開きください。第1、改正趣旨。所得税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

第2、改正案内容ですが、(1)、介護保険条例、(2)、後期高齢者医療に関する条例、(3)、村税外収入未納金等徴収条例、それぞれの延滞金の割合の特例についての改正で文言を整理するものであります。

第3、施行期日等。この条例は、令和3年1月1日から施行すること。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、所得税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 田野畑村介護保険条例等の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第5号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの14ページを御覧ください。議案第5号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、田野畑村村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

別紙条例案概要の2ページを御覧ください。第1、改正趣旨。地方税法施行令の一部改正に伴

い村税条例の一部を改正し、所要の措置を講じようとする事。

第2、改正案内容。(1)、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しを行う事。(2)、その他改正に合わせて条文整理を行う事。

第3、施行期日等。この条例は、令和3年1月1日から施行する事。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第6号 田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【畠山 哲君】 タブレットの18ページをお開きください。田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてご説明いたします。

田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要、タブレットの3ページをお開きください。田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案概要をご説明いたします。第1、制定趣旨でございますが、公職選挙法の規定に基づき、田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動用自動車の使用、ピラ及びポスターの作成に係る費用の公営について定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

第2、条例案の内容でございますが、(1)、村議会議員及び村長の選挙における選挙運動の公

営に関する趣旨を第1条で規定してございます。(2)、選挙運動用自動車の使用の公営については、第2条、第3条、第4条、第5条で規定してございます。(3)、選挙運動用ビラの作成の公営については、第6条、第7条、第8条で規定してございます。(4)、選挙運動用ポスターの作成の公営については、第9条、第10条、第11条で規定してございます。

なお、選挙運動用自動車の台数、選挙運動用ビラ及びポスターの作成枚数等につきましては、公職選挙法で定められているものでございます。また、費用については国政選挙における費用を用いております。

第3、施行期日等でございますが、この条例は令和3年1月1日から施行しようとするものでございます。また、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙から適用しようとするものでございます。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙において、候補者間の選挙運動の機会の均等を図るため、選挙運動に係る費用を公費で負担しようとするものでございます。これが本条例を制定しようとする理由でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今提案されている内容としては、法の改正によるものだという理解でよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【畠山 哲君】 公職選挙法で一部改正がございまして、それに基づいて、公営について、導入については市町村で、導入する場合は条例を制定するというふうなことになってございます。導入する上でその条例が必要となつてございますので、そのことから提案させていただいているものです。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 全体として、法改正による条例提案というふうには受け止めましたが、私はありがたいなという思いでこれを見ました。候補者カーとビラとポスターについて、費用負担を公営でやるというふうには理解をしているわけですが、ビラについては枚数制限があるかないかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長【鈴木隆昭君】 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【畠山 哲君】 ビラの枚数制限はございます。町村長選挙においては5,000枚、それから議員の選挙においては1,600枚が上限になってございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それでは、ポスターは公設の掲示板に表示するわけですが、その場合に著

しい枚数が多いような気がするのですが、非常に多くないですか、条例の数字が。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時21分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 当然これは法に基づくものだと理解したわけですが、提案者は村長なわけですよね。違いますか。そう理解していいのではないですか。村長が提案者ということで、村長からこのことについてどのように、改正することについてどのような考えなのか、どのように理解しているかお伺いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時22分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

答弁を求めます。石原村長。

○村長【石原 弘君】 今お話があったように、事務局のほうから法に基づく制定が必要だという協議をいただいたので、そのとおりにしたほうが良いという判断であります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 あまりこういうのには近隣自治体の動向を聞くのもどうかとは思いますが、参考のために近隣の市町村等々での、今回提案する動きをつかんでいるかどうか、事務局よりお聞かせをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【畠山 哲君】 近隣の市町村でございますが、12月の議会定例会のほうで提案される予定になっていましたし、既に制定された市町村もあります。市においては、宮古市においては既に導入をされております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 経費負担が当然伴うわけですが、これは財源補填とか何かはある体制ですか。それとも村の単独費用ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【畠山 哲君】 単費になります。単独費用になります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 村長に伺うのですが、このことについての改正によるどのような、当然ながら選挙に対する状況が、立候補者に対する状況が変わるものだと私は理解するのですが、どのように変わるか、村長の見解を伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 変わることでなくて、法的な裏づけがあって、それを機会均等とお話があったように、そういうことだと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今の答弁はちょっと理解できなかったのですが、私は。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時24分）

再開（午前10時26分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 これに伴って供託金制度が出るわけですが、これは当然条例事項ではないと思いますが、供託金については選挙管理委員会と法務局の分野になりますか。どの管轄分野ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【畠山 哲君】 議員選挙におきましては、供託金が15万円となります。国の選挙においては国のほうに、地方自治体の選挙については地方自治体のほうに返るといふ……

（法務局ではなく自治体にですかの声あり）

○選挙管理委員会書記長【畠山 哲君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 田野畑村議会議員及び田野畑村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩（午前10時27分）

再開（午前10時31分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。
1時まで休憩いたします。

休憩（午前10時31分）

再開（午後 零時59分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第7号 道の駅たのはたの設置及び管理に関する条例を議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 議案書、タブレットの23ページを御覧願います。議案第7号 道の
駅たのはたの設置及び管理に関する条例ついてご説明いたします。

これは、道の駅たのはたの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものでございま
す。

別紙資料、条例案概要の4ページを御覧ください。道の駅たのはたの設置及び管理に関する条
例案概要でございます。第1、制定趣旨。道の駅たのはたの設置及び管理について必要な事項を
定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

第2、条例案内容。(1)、施設の名称及び位置を第2条に規定してございます。(2)、施設の
管理を指定管理者が行えるよう第4条に規定してございます。(3)、管理者が行う業務を第5条
に規定してございます。(4)、利用料金を第9条に規定してございます。

第3、施行期日等。この条例は、公布の日から施行することとしてございます。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、道の駅たのはたの設置及び管理について必
要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 設置の前に、施設についての、現在ほぼ70%以上できているのですが、今になってどうなのですか。実際の施設の大きさに、自分自身は非常に規模が大きいのということは、今さらと言っても出てみれば、改めてそう感じたわけですが、この施設を満遍なくと言えればあれですが、フルに活用できる、あるいはスペースも含めて活用できるという、実際的に見て、担当課あるいは村長含めて自信がおありですか。不安はないですか、運営上の問題として。このスペースをほぼフルに稼働できるような状況ですか。そのためにこういう規模にしたことは分かりませんが、いまだかつて自信はおありですか。むしろ若干、反省とは申しませんが、不安とかそういうあれはないですか。というのは、再三、自分だけでなく同僚議員もこの規模、もちろん金額もそうだし、もっと縮小を意見を述べつつ機会あるたびに話ししてきたけれども、そのとおりのままにできつつあるわけですが、その点についてどう考えていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これまでの議会でも同様の意見があって、お話しした点は、全国の道の駅の組織立ての中でいろんなケースがありまして、道の駅プラス交流施設としての機能は、全国での平均的な設置であるということでもありますので、これらを物販に合わせて、交流拠点として、村の観光、産業全てのゲートウエーとして機能していくように使ってまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 何も道の駅は、全国的なスペースだとか、あるいはこの程度の規模でなければならぬというふうには何か制約的なものがあるのですか。私はそういうのはない、むしろ市町村に見合う、あるいは村の人口とか市町村の人口、あるいは車の動向、あるいは物産品等の出品の状況、あるいはその出品の能力的なもの等々も踏まえて参考にしながら設置するものではないかなという、素人だけれども、そのように考えているのです。何か全国的な規模でやらなければならないとか、そういう物差しがあるのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 議員もご承知のとおり明戸で被災した産直施設の代替として、およそ770ほどのものと、プラスアルファして今交流施設としての機能を付加していくということでもあります。今お話しした点で、やはりある程度基準がなければなりませんので、このお話をしたところでもあります。よって、これから村民の人たちが自分の居場所として、これからの生活を支える場として活用いただくということで、これをしっかり運営できるように努めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が設置の経過を伺っているのではないわけです。もう設置されつつあるわけだから、これに当初の目標、目的どおりの方向に、極端に言えばほぼフルに活用できる自信がそのままありますか。むしろ若干設置の規模が大き過ぎたのではないか。もちろん直接そうは言わないと思うのですが、そういう不安的な要素は、運営上について不安的な要素はいささか

もないですかということを知っている。そこに答えてください。自信があるか、不安だかどうなのかということ。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 当初の計画に従って、それをしっかりやっていきたいと申します。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時07分）

再開（午後 1時08分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この件は特別委員会で、そのままやるかやらないかの瀬戸際のような協議の場合、担当課は何としてもやってほしいという涙を流した経過があると私は理解しています。ある意味では、我々も涙にもろいほうだからという意味もあって、前に進んだ経過がある。そういうことを踏まえて特にも聞きたいわけです。というのは、結果として、当局だけでなく当然議員にも責任ある分野でもあるし、そういう意味から再度伺っているわけです。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 不安を抱かせないようにしなければならない、それが責務だと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時09分）

再開（午後 1時10分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 不安というのは、ある意味では今度はこれに対する、いわゆる管理負担等の問題もなくしての負担も全くないとは申し上げませんが、村の負担がこれについてかなり伴うものと考えざるを得ないわけです。その辺も、利用もさることながら、村の財政負担というものもあり、痛みがないと言えば表現があれですが、その辺も含めて問題というか、特に問題ないという判断でよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時11分）

再開（午後 1時11分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 9番議員のご質問にお答えします。

先ほど運営に対して、施設規模感に対しての不安等はないかというお話でございしますが、当然不安はあります。ただ、その不安の解消といたしましては、運営の方法と、行政も協力して地域を巻き込みながら取り組むことを前提として、2年間分につきましては地方創生推進交付金などを利用して運営を支援しながら、よりよいものを2年後にはつくり上げていくような努力が必要だと考えております。来年度も、立てただけではなく、ただ推計を立てただけではなく、それを実践に向けて進めていくことに行政側も支援しながら、地域と頑張って便益のほうを出すような努力を引き続きしていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 利用料金についてお尋ねしたいです。9条関係です。別表第1に、販売について100分の35を上限とするという規定になっておりますが、上限ですから、現実的にはどれくらいの運用金額を予定していますか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問についてお答えします。

100分の35以内という範囲でやっております、運用金額のほうは後ほどご回答したいと思っておりますが、産直組合さんの手数料に関しましては10から15等を目指しております。それにつきましては、お話ししました生鮮野菜と加工野菜でそれぞれ冷蔵庫とか経費とかの回転率が違いますので、それに見合った手数料ということで考えております。

運用金額につきましては、改めてご回答させていただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 安心しました。参加者を増やすための、これまでの施設と大差のない料金体系で移行していただかないと、ちょっと参加者が不安を覚えている方もおりますので、よろしくお願ひしたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 キャンピングカー等専用駐車場の利用料金ですけれども、1回当たり4,000円とあるのですが、この1回というのは、当たりというのはどういうのが1回ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 お答えいたします。

こちらはキャンプカー等の想定をしております、一晩、1泊頭で使うということを想定して、上限額を4,000円と設定させていただいております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 あとその下にある加工体験室利用料金なのですけれども、4時間当たり

2,000円とあるのですが、例えば10時から2時までとかとお昼時間があるのです。そういう時間帯も時間に入ってくるわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時15分）

再開（午後 1時15分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

佐々木政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

使用時間としましては、お昼時間も占有するので、占有時間にはしますが、ここを料金に入れるかどうかのことについては、実際の運営団体のほうと協議して実態に合わせて設定させていただきたいと思っております。これは4時間ほど使った場合の上限額として設定しておりまして、細かい部分は現場に即して決めていきたいと考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 一般質問、定例会初日でかなりの同僚議員、私もそうなのですが、道の駅について一般質問をして、村長より答弁をいただきました。確認の質問なのですが、運営会社の設立については、課長からの答弁をいただいて、1月設立ということなのですが、1月の初旬ですか、中旬、下旬ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

現在順調にいきまして、手続を開始しまして、1月中旬を目指しております。ただし、正月期間を挟んで、登記の審査とかもございまして、1月中旬から下旬ということで今現在考えております。余裕がない状態で手続等も、議会が終わりましたら開始をしていくと想定しております。

以上になります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 同僚議員に対する村長の答弁も今見まして、これも運営主体は仮称のまちづくり会社で、管理主体を委託する方向で検討しているという答弁なのですが、指定管理については、指定管理者制度を活用して最小限の村負担をするというふうに答弁をしているわけですが、これは村で建てた建物でありまして、村有の建物になると思うのですが、今回の設置及び管理に関する条例で、指定管理者に指定をするということでこれを決めることになると思うのですが、あの仮称まちづくり会社を指定管理者にするということでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

現在設立を目指している運営会社は、道の駅の運営をお願いすることを想定に組織化を目指してございますので、今回条例で決めさせていただきました指定管理の項目、こちらの委託先といえますか、指定管理の相手先としてその運営会社を想定してございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 恐らく予算措置については、幾らで指定管理料を設定するか、予算議会での質疑になると思うのですが、およそ見当をつけている指定管理料についてはどのような見積りを立てているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時20分）

再開（午後 1時20分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

先日の一般質問でも、4番議員さんからも費用負担の考え方、財政負担の考え方等のお話がありましたので、特別委員会のほうでは、今現在の算定資料は作ってご提示する予定としておりました。暫定的ではございますが、特別委員会のほうでのご報告ということでもよろしければとは思いますが。

（では、それでいいですの声あり）

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 それでよろしいでしょうか。申し訳ございません。では、特別委員会のほうでご提示させていただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 来年の話のことになるわけですが、社団法人を設置ということですが、その場合の村の出資というか、負担というようなのはありますか。それについては、直接金銭的な、財政的な負担は何もないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時22分）

再開（午後 1時22分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

佐々木政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 お答えいたします。

今の時点の想定でございますが、新しい運営会社に対して村のほうで出資をするということは想定してございません。ただ、運営開始に当たり、経営に当たり必要な資金等必要になってくる部分につきましては、国の地方創生推進交付金の採択を、今年度から3か年計画をお認めいただいているところでございまして、こちらの事業を活用しながら、業務の委託ですとか運営の補助という形で、今年を含めて3年間支援をさせていただくということで支えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 運営状況を見ながらということにはなるのですが、おおむね単年度でやったらどのぐらいその場合想定しているのか。3年間の中で、単年度当たりどのぐらいが補填というか、出資ではないにしても補填をするような考えが、当然数字的なものも出ないと、これの制度の中の金を運用する全てを運用するんじゃないだろうが、それはどのぐらい国から来て、どのぐらいをそっちのほうに考えているのか。あくまでも先の話だから、決定事項にはならないと思うのですが、おおむねでいいですが、お聞かせ願います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時24分）

再開（午後 1時26分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 先ほどのご質問にお答えします。

直接的な補填等の趣旨の交付金ではなくて、地域の活性化や産業または交流人口を盛り上げるための業務委託ということで、来年度業務委託で2,000万円相当、まだ申請の手続は今後行われますが、計画でありますと2,000万円相当になります。それを基にイベントまたは交流人口を拡大しまして、運営者のほうは、そういう支援を受けながら販促、販売促進のほうを行うという趣旨で考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、国からですか、来た金をそのまま、名称は補填でなく、そのままそっちの関係に、補填でなく補充も同じかと思うのですが、運用させるということでもいいですか。

それから、約2,000万円ほどということですが、それがほとんど3年間は金額的にもほぼ変わりが無いという考えでいいのか、年々増えるのか減るのか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 先ほどのご質問にお答えします。

期間は、今年を含めまして、来年、再来年までで、運用開始から2年間ということになってお

ります。

また、交付金の関係につきましては、先ほど道の駅だけではなく観光面、道の駅を軸とした産業という交付金なので、必ずしもそこだけとは限らないこととはなっておりますが、道の駅を軸としてという趣旨の範囲で業務委託のほうは検討しております。

また、2か年につきましては、都度計画を見直して、手法をどうしたらよいかなど、PDCAのサイクル、改善を常に運営者のほうも行政も考えながら、翌年ということにして、3年後には自立というふうになっておりますので、それに向けて行政のほうも支援していきたいと考えております。

(金額が上がるのか下がるのか、そのままいくのか
の声あり)

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 すみません、追加でよろしいでしょうか。先ほどの改善を求めながらやりますので、一応順調に上向きになってくれば、徐々に下がるというようなイメージになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 道の駅そのものだけでなく観光も視野に入れた交付金が来るということであれば、当然今考えられるのは、その心配がなくて済めば幸いですが、例えば羅賀荘の関係にも交付金は使用することが可能だという解釈でいいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1時30分)

再開 (午後 1時30分)

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

地方創生推進交付金の申請の際に、道の駅を軸とした業務ということで申請して許可されている国から採択を受けた内容になりますので、羅賀荘はその関係で業務委託を受けられる内容であれば、可能性はないかなとは思いますが、ちょっと今の段階ですと、心当たりになる業務の委託がないなと思っていました。具体的に考えてみれば、観光面でいいますと体験村・たのはたあたりが道の駅を拠点にした体験プログラムを何か新しくつくるですとか、そういったものであれば業務委託で委託を出せるかなと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 設立の時期は1月中旬ということで、そしてまちづくり会社を設立して、登記を取った後、職員募集というふうな、一般質問に対する答弁をいただいております。私の質問

ではなかったのですが、同僚議員への答弁がそうです。様々職員募集についても、失礼ですが、村長の訪問活動で、村民の中にいろんな意見があって、私も数人から電話をいただきました。村長の言葉の中で、若い方々、U・Iターンも含めて、職員募集をしたいというふうなことを聞いて、実際に議会で確認をしてほしいというふうな要求もありまして、当面考えている、理事の就任を含めて、職員募集については、会社を設立した時点で何名の職員を今のところ考えているかお答えをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時33分）

再開（午後 1時33分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

先ほどの当面の職員募集ということのお話ですが、給料の発生する範囲で、職員のほうは現在5名程度を検討しております。ただし、パートさんとかも含めると、またちょっと人数が変わってきますが、いろいろ編成がありますので、その辺は運営者のほうとも相談はありますが、私のほうの事業収支の推計モデルで検討しているのはその程度の人数ということで考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 もう一点、一般質問の答弁も3日前のことです。理事に就任する予定の方々と既に協議をしているという答弁をしているわけですが、理事に就任する予定の方々は何名でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時34分）

再開（午後 1時34分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 先ほどのご質問にお答えします。

現在協議なさっている方々は、発起人のほうの理事の関係で5名ほど現在詰めている状況でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この方々は、村内在住者になりますか。それとも村外もありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 全員村内を想定しております。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 道の駅たのはたの設置及び管理に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

(午後 1時36分)